

**中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)第9回北小委員会で合意された
太平洋クロマグロ保存管理措置に関する提案(仮訳)**

※下線は主要な追加箇所、取り消し線は主要な削除箇所を示す。

また、四角の囲みは、現時点で韓国が留保を付している部分を示す。

(冒頭略)

1. 太平洋クロマグロの2014年の暫定管理目標は、条約水域において現在(02-04年の平均)の漁獲死亡率のレベルを増加させないことを確保することである。
2. メンバー、協力的非加盟国及び参加海外領土(以下、CCMs)は、北緯20度以北の水域において、2014年には、太平洋クロマグロを漁獲する自国漁船の総漁獲努力量(零細漁業を除く)を2002-2004年の平均水準よりも低い水準に維持することを確保するための必要な措置を講じなければならない。
このような措置は、韓国を除き、全ての未成魚(0-3才(30キロ未満))の漁獲量を2014年には2002-2004年の平均水準よりも大きく*減らす措置を含まなければならない。韓国は、この保存管理措置に従って、自国漁業を管理することにより未成魚(0-3才)の漁獲量を規制するための必要な措置を講じなければならない。CCMsは、このために協力する。
3. 特に未成魚の太平洋クロマグロを漁獲するCCMsは、各年の未成魚の加入状況をモニターし、その迅速な結果を得るための措置を講じる。加入の極端な落ち込みが特定された場合にCCMsが遵守する具体的なルールを定めた緊急ルールを、2014年に策定する。
4. CCMsは、国際法の下での権利・義務と一貫し、また自国法令に従い、可能な範囲で本保存管理措置の効果、特に上記パラ2に記された措置を損なう太平洋クロマグロ及びその製品の商業的な流通を防止するために必要な措置を講じる。この目的のため、CCMsは協力する。
5. CCMsは、優先課題として太平洋クロマグロに適用される漁獲証明制度(CDS)の設立のために協力する。
6. (略)
7. CCMsは、2012年までの太平洋クロマグロの未成魚・成魚全ての漁獲及び努力量のデータを2013年12月15日までにISCに提出する。
8. (略)
9. 北小委員会は、2014年の通常会合において、2014年のISC14で出される太平洋クロマグロの資源状況及び管理勧告に基づき、当該保存管理措置を見直し、未成魚(0-3才、(30キロ未満)の漁獲の大幅な削減を含む更なる措置を講じる。
10. — 13. (略)

*CCMsは、2014年において未成魚の漁獲量を2002-2004年の平均の水準から少なくとも15%削減することが求められる。

太平洋クロマグロの国別漁獲量

トン

年	日本	韓国	台湾	米国	メキシコ	その他	合計
1952	17,094	0	0	2,078	0	0	19,172
1953	15,636	0	0	4,481	0	0	20,117
1954	19,027	0	0	9,548	0	0	28,575
1955	25,739	0	0	6,266	0	0	32,005
1956	34,268	0	0	6,115	0	0	40,383
1957	27,302	0	0	9,288	0	0	36,590
1958	14,666	0	0	13,944	0	0	28,610
1959	16,760	0	0	3,575	203	0	20,539
1960	21,531	0	0	4,548	0	0	26,079
1961	23,078	0	0	8,028	130	0	31,236
1962	22,107	0	0	10,794	294	0	33,195
1963	23,201	0	0	11,867	412	0	35,481
1964	19,406	0	0	9,093	131	0	28,631
1965	20,280	0	54	6,601	289	0	27,224
1966	15,243	0	0	15,482	435	0	31,161
1967	14,772	0	53	5,549	371	0	20,745
1968	15,601	0	33	5,794	195	0	21,623
1969	9,456	0	23	6,681	260	0	16,419
1970	7,448	0	0	3,892	92	0	11,432
1971	8,772	0	1	7,812	555	0	17,140
1972	7,840	0	14	11,716	1,646	0	21,216
1973	8,788	0	33	9,714	1,084	0	19,619
1974	14,948	0	62	5,331	344	0	20,685
1975	11,266	0	66	7,471	2,145	0	20,948
1976	8,697	0	19	8,698	1,968	0	19,381
1977	13,202	0	133	3,291	2,186	0	18,811
1978	21,577	0	68	4,674	545	0	26,863
1979	25,537	0	58	5,906	213	0	31,715
1980	19,574	0	119	2,358	582	0	22,634
1981	33,353	0	179	891	218	0	34,641
1982	25,988	31	209	2,652	506	0	29,387
1983	19,471	13	186	673	214	0	20,557
1984	10,161	4	490	751	166	0	11,573
1985	11,673	1	301	3,437	676	0	16,089
1986	13,714	344	99	4,920	189	0	19,266
1987	13,985	89	400	915	119	0	15,507
1988	7,163	32	367	979	448	0	8,989
1989	9,118	71	518	1,180	57	0	10,943
1990	6,282	132	653	1,537	50	0	8,653
1991	14,536	265	461	508	9	2	15,781
1992	11,063	288	545	2,099	0	0	13,995
1993	9,310	40	475	981	0	6	10,811
1994	15,186	50	559	1,054	65	2	16,916
1995	27,090	821	337	965	11	2	29,225
1996	14,008	102	956	4,749	3,700	4	23,519
1997	18,852	1,054	1,814	2,530	367	14	24,632
1998	11,191	188	1,910	2,465	1	20	15,775
1999	22,628	256	3,089	809	2,404	21	29,207
2000	24,577	2,401	2,782	1,096	3,118	21	33,995
2001	14,212	1,186	1,843	696	863	50	18,850
2002	14,186	933	1,527	717	1,710	66	19,139
2003	10,407	2,601	1,884	434	3,254	60	18,640
2004	14,099	773	1,717	60	8,894	77	25,620
2005	21,668	1,318	1,370	287	4,542	27	29,213
2006	14,178	1,012	1,150	98	9,927	24	26,389
2007	14,706	1,281	1,411	58	4,147	24	21,627
2008	17,715	1,866	981	94	4,407	24	25,087
2009	14,598	936	888	591	3,019	24	20,056
2010	8,287	1,196	409	123	7,746	24	17,785
2011	13,786	670	316	619	2,731	24	18,146
2012	6,283	1,422	213	660	6,668	24	15,270

日本の漁業種類別太平洋クロマグロ漁獲量

トン

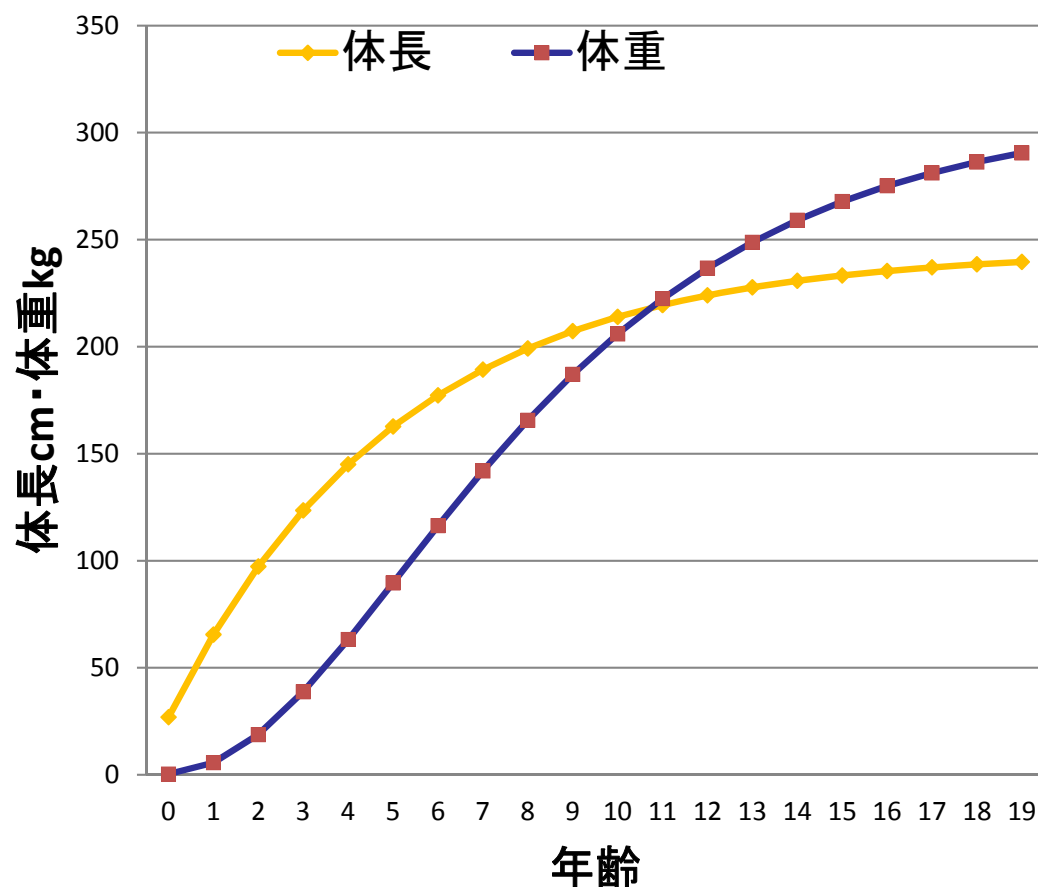
年	まき網	はえ縄	曳き縄	釣り	定置	その他	合計
1952	7,680	2,703	667	2,198	2,145	1,700	17,094
1953	5,570	3,048	1,472	3,052	2,335	160	15,636
1954	5,366	3,115	1,656	3,044	5,579	266	19,027
1955	14,016	2,968	1,507	2,841	3,256	1,151	25,739
1956	20,979	2,911	1,763	4,060	4,170	385	34,268
1957	18,147	1,732	2,392	1,795	2,822	414	27,302
1958	8,586	844	1,497	2,337	1,187	215	14,666
1959	9,996	3,701	736	586	1,575	167	16,760
1960	10,541	6,104	1,885	600	2,032	369	21,531
1961	9,124	6,790	3,193	662	2,710	599	23,078
1962	10,657	6,182	1,683	747	2,545	293	22,107
1963	9,786	6,526	2,542	1,256	2,797	294	23,201
1964	8,973	3,254	2,784	1,037	1,475	1,884	19,406
1965	11,496	2,763	1,963	831	2,121	1,106	20,280
1966	10,082	1,545	1,614	613	1,261	129	15,243
1967	6,462	922	3,273	1,210	2,603	302	14,772
1968	9,268	507	1,568	983	3,058	217	15,601
1969	3,236	899	2,219	721	2,187	195	9,456
1970	2,907	618	1,198	723	1,779	224	7,448
1971	3,721	748	1,492	938	1,555	317	8,772
1972	4,212	539	842	944	1,107	197	7,840
1973	2,266	901	2,108	526	2,351	636	8,788
1974	4,106	1,220	1,656	1,192	6,019	754	14,948
1975	4,491	1,102	1,031	1,401	2,433	808	11,266
1976	2,148	403	830	1,082	2,996	1,237	8,697
1977	5,110	361	2,166	2,256	2,257	1,052	13,202
1978	10,427	655	4,517	1,154	2,546	2,276	21,577
1979	13,881	764	2,655	1,250	4,558	2,429	25,537
1980	11,327	851	1,531	1,392	2,521	1,953	19,574
1981	25,422	618	1,777	754	2,129	2,653	33,353
1982	19,234	737	864	1,777	1,667	1,709	25,988
1983	14,774	224	2,028	356	972	1,117	19,471
1984	4,433	164	1,874	587	2,234	868	10,161
1985	4,154	115	1,850	1,817	2,562	1,175	11,673
1986	7,412	116	1,467	1,086	2,914	719	13,714
1987	8,653	244	880	1,565	2,198	445	13,985
1988	3,605	187	1,124	907	843	498	7,163
1989	6,190	241	903	754	748	283	9,118
1990	2,989	336	1,250	536	716	455	6,282
1991	9,808	238	2,069	286	1,485	650	14,536
1992	7,162	529	915	166	1,208	1,081	11,063
1993	6,600	822	546	129	848	365	9,310
1994	8,131	1,226	4,111	162	1,158	398	15,186
1995	18,909	688	4,778	270	1,859	586	27,090
1996	7,644	909	3,640	94	1,149	570	14,008
1997	13,152	1,312	2,740	34	803	811	18,852
1998	5,390	1,266	2,876	85	874	700	11,191
1999	16,173	1,174	3,440	35	1,097	709	22,628
2000	16,486	959	5,217	102	1,125	689	24,577
2001	7,620	797	3,466	180	1,366	782	14,212
2002	8,903	846	2,607	99	1,100	631	14,186
2003	5,768	1,249	2,060	44	839	446	10,407
2004	8,257	1,855	2,445	132	896	514	14,099
2005	12,817	1,939	3,633	549	2,182	548	21,668
2006	8,880	1,131	1,860	108	1,421	777	14,178
2007	6,840	2,096	2,823	236	1,503	1,209	14,706
2008	10,221	1,503	2,377	64	2,358	1,192	17,715
2009	8,077	1,319	2,003	50	2,236	913	14,598
2010	3,742	915	1,583	83	1,047	918	8,287
2011	8,340	954	1,820	63	1,957	654	13,786
2012	2,462	594	570	113	1,765	779	6,283

太平洋クロマグロの管理強化の取組 状況と今後の対応について

2013年11月
水産庁

太平洋クロマグロの体長・体重

- 3歳で一部が成熟開始、5歳で全てが成熟
- 体長1m程度では未成魚



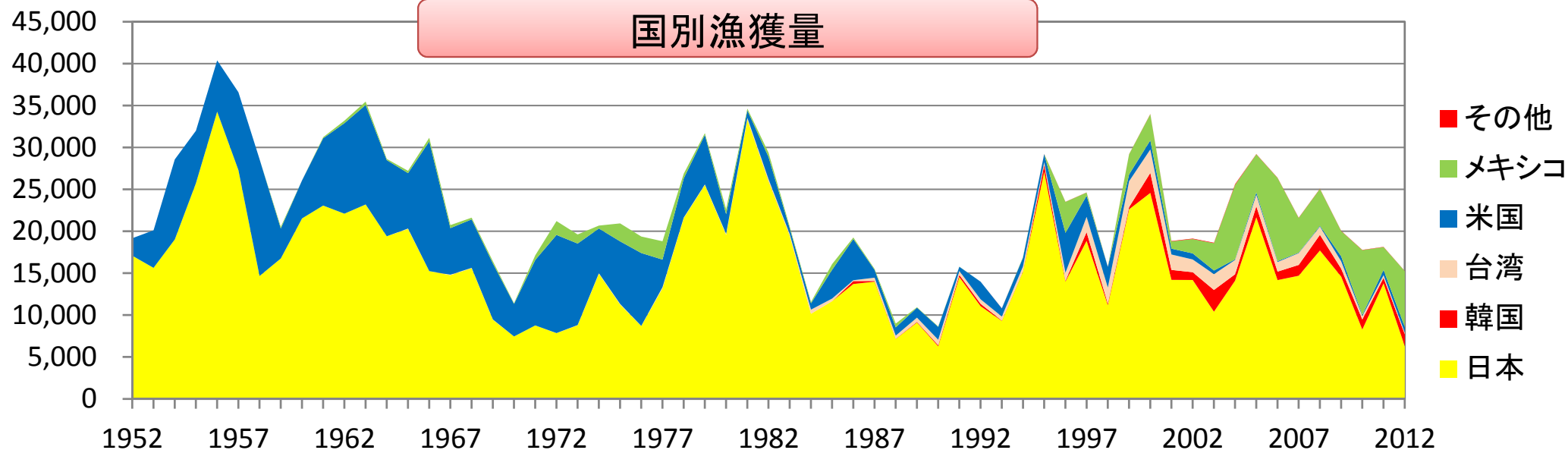
- 0歳：30cm 0.4kg
 - 1歳：66cm 5.7kg
 - 2歳：97cm 19kg
 - 3歳：124cm 39kg(全体の20%が成熟)
 - 4歳：145cm 63kg(全体の50%が成熟)
 - 5歳：163cm 90kg(全体の100%が成熟)
- (10月時点※)

※ 南西諸島での産卵時期は5～7月

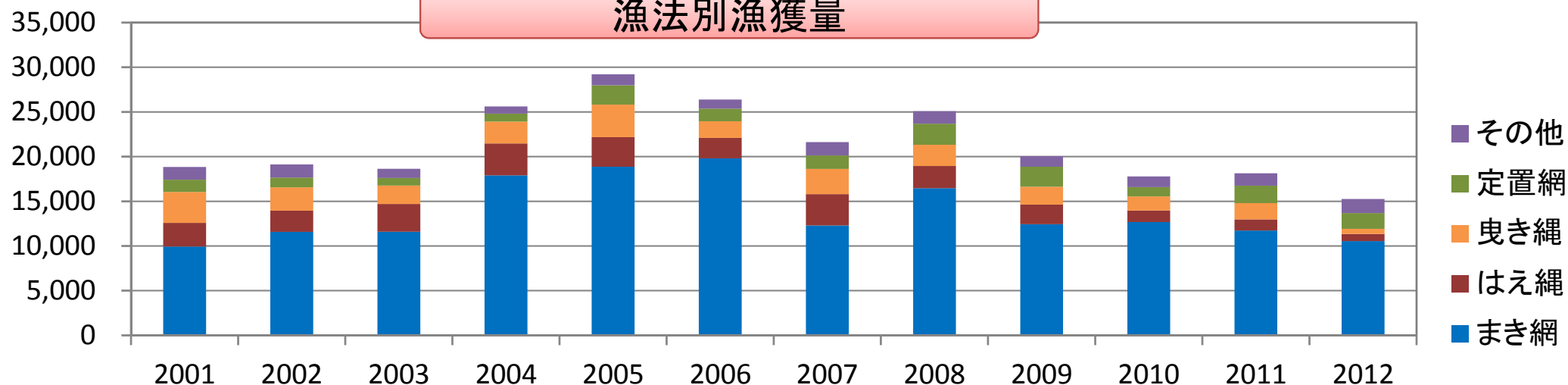
太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況

漁獲量(トン)

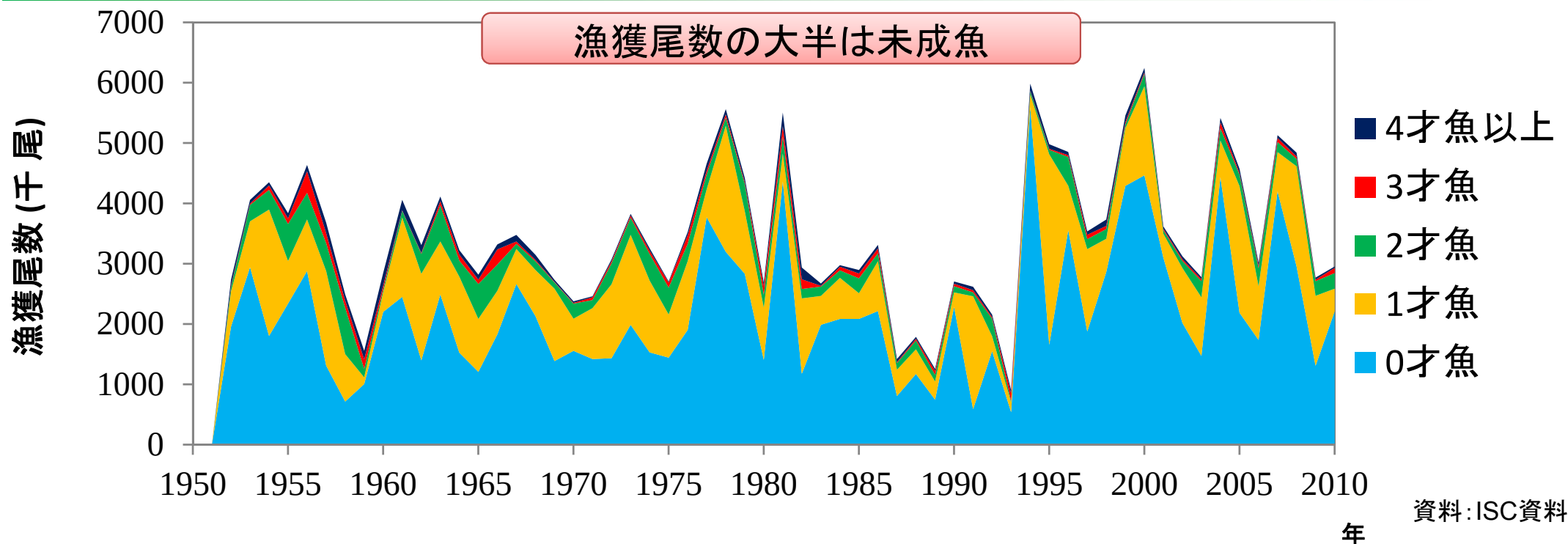
国別漁獲量



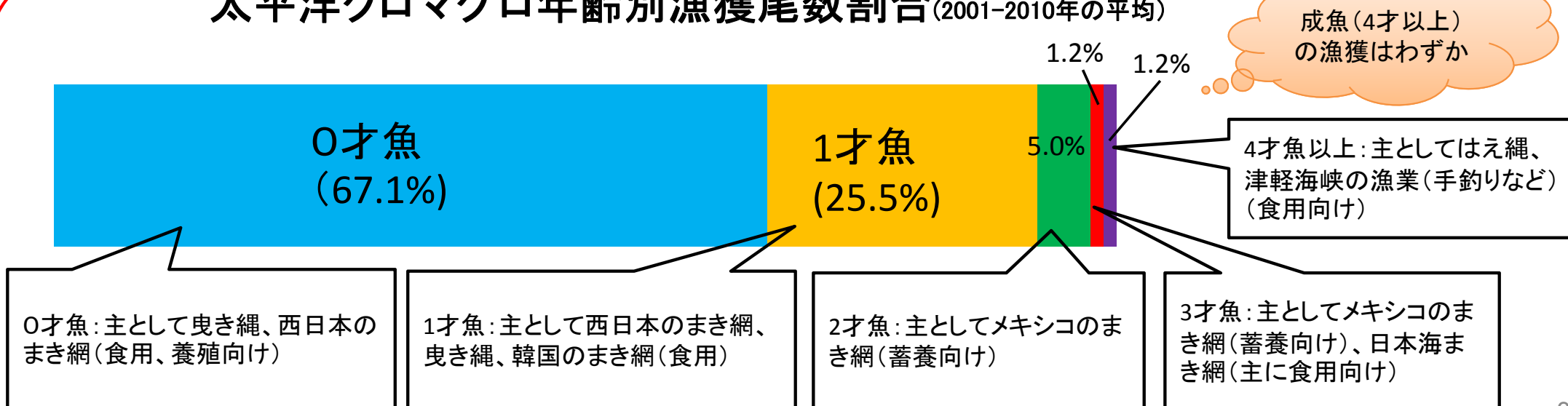
漁法別漁獲量



太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況

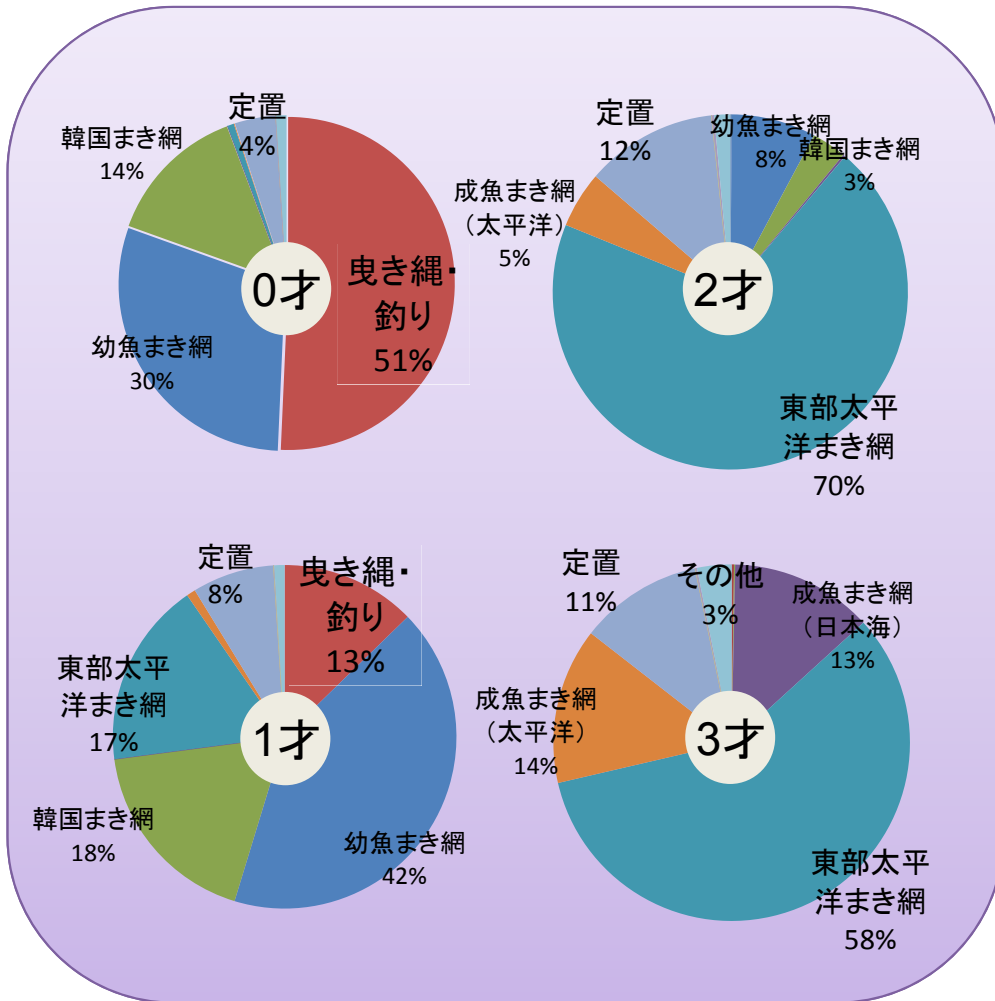


太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合 (2001-2010年の平均)



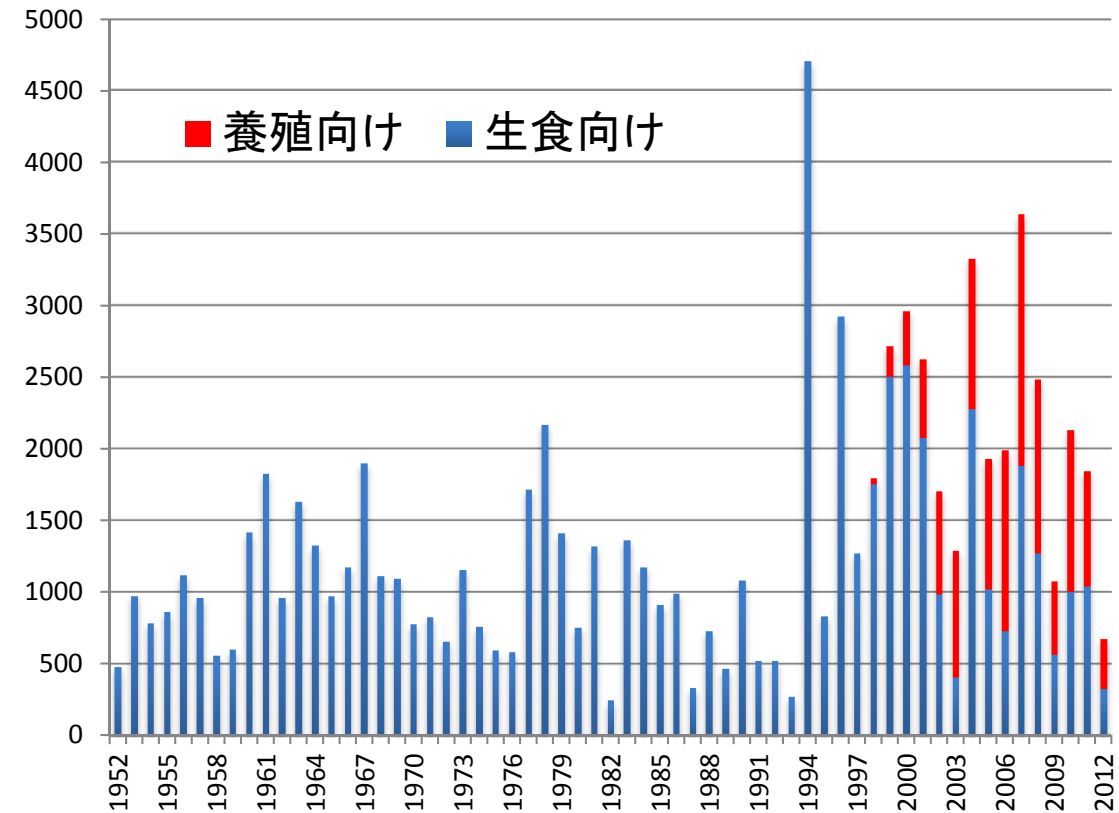
太平洋クロマグロの未成魚の漁獲状況(詳細)

未成魚の年齢別漁獲尾数割合
(2000～2010年の平均)



曳き縄による漁獲尾数の推移

単位: 1000尾



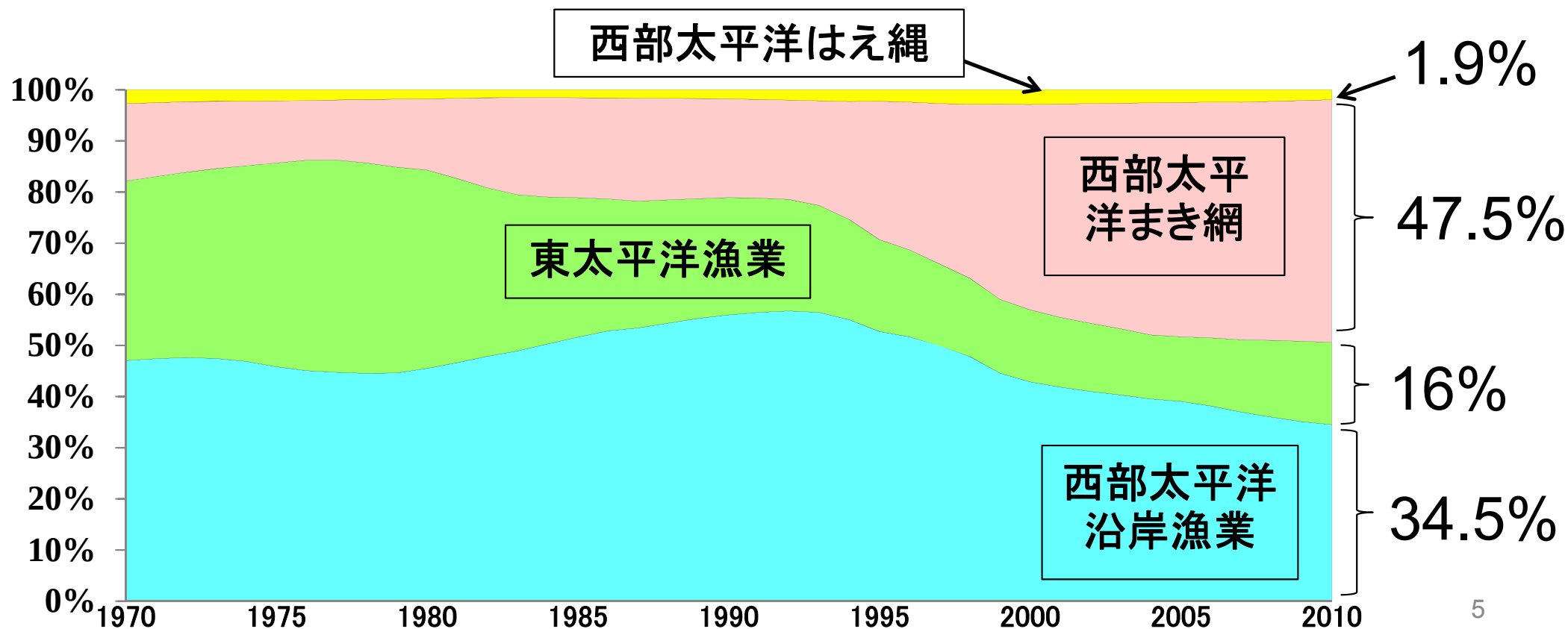
注1: 養殖向けは、1998年以降のデータのみ
 注2: 2011年及び2012年のデータは暫定値
 注3: 養殖向け漁獲尾数には、漁獲され、活け込み前に死亡したと推定される尾数を含む。

各漁業が太平洋クロマグロ親魚量に与えるインパクト(ISCより)

- 過去、西部太平洋沿岸漁業(主に、日本の沿岸漁業)による未成魚漁獲が最も大きな影響。
- ただし、1999年頃以降、西部太平洋まき網(日本・韓国)の影響が増大。
- かつて影響の大きかった東部太平洋漁業は漸減。
- 西部太平洋はえ縄の影響は、一貫して僅少。

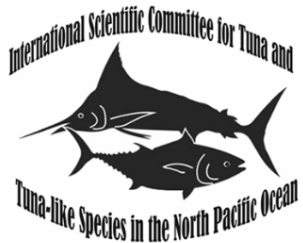
注1: 2010年までの評価

注2: 漁獲削減措置は、2011年より実施(P16参照)



2013年7月の科学委員会(ISC)による資源評価・助言

- 親魚資源量は、過去最低水準付近まで低下。
- 2012年における0歳魚の異常な低漁獲は、加入が非常に低下していることを示唆している可能性。
- つまり、親魚量が減少し、過去最低水準を割り込む危険性が高くなった。
- その危険性を軽減するためには、漁獲死亡率(特に未成魚)の更なる削減が必要。
- また、加入の傾向を迅速に把握するため、モニタリングの強化を強く推奨。



※ISCとは

・北太平洋におけるまぐろ類資源の科学的評価を目的として設立された国際科学機関

加入の動向

■ 2011年・12年の加入が低水準であった可能性大

2012年の漁獲量は、

- ・ まき網の減少＝2011年生まれの加入減少
- ・ 曳き縄の減少＝2012年生まれの加入減少

を示唆。

我が国の太平洋クロマグロ漁業種類別漁獲量

単位:トン

年	まき網 (成魚中心)	まき網 (未成魚中心)	曳き縄	はえ縄	竿釣り	定置
2009	2,127	5,950	2,003	1,304	50	2,236
2010	1,122	2,620	1,583	903	83	1,047
2011	2,227	6,113	1,820	933	63	1,957
2012	1,043	1,419	570	594	113	1,765

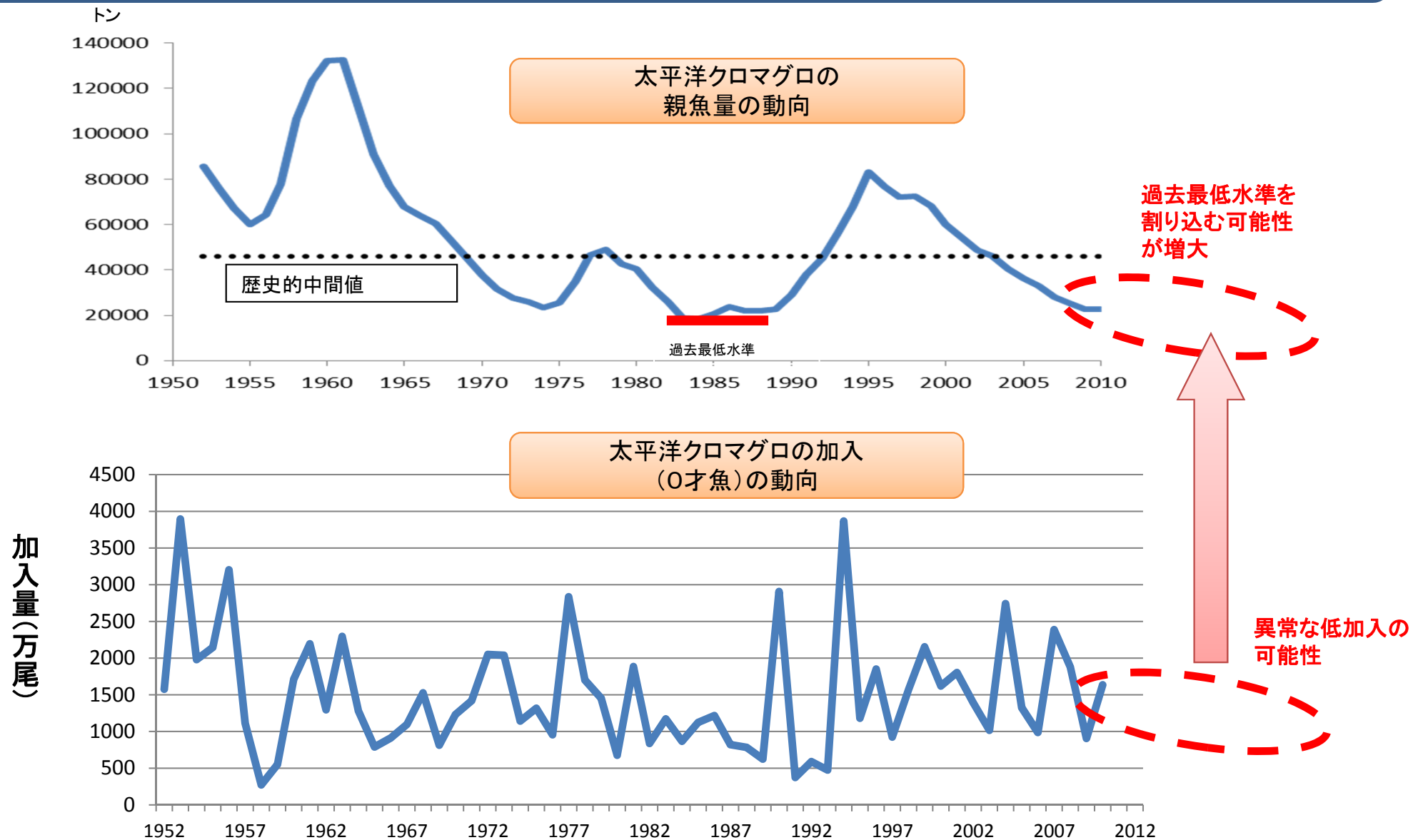
大部分が2011年
生まれ

大部分が2012年
生まれ

2年連続で加
入が悪い??

加入と親魚量の関係

■ 加入の減少 → 親魚量が過去最低水準を割り込む可能性が増大



WCPFCにおける資源管理の議論の方向性

■管理基準値(限界・目標)設定

例えば、産卵親魚量が、

▲▲の水準を割り込まないようにする(=限界基準値)

●●年までに■■の水準まで資源を回復させる(=目標基準値)

といった管理上の基準値を設ける。→ 本年より議論開始

※「限界基準値」とは、当該種の資源量がこれ以下となってはならない基準値を指し、「目標基準値」とは、当該種の管理目的を満たす基準値を指す。

※ マグロ類の全ての管理機関において、管理基準値の議論が開始されている。

■漁獲の削減

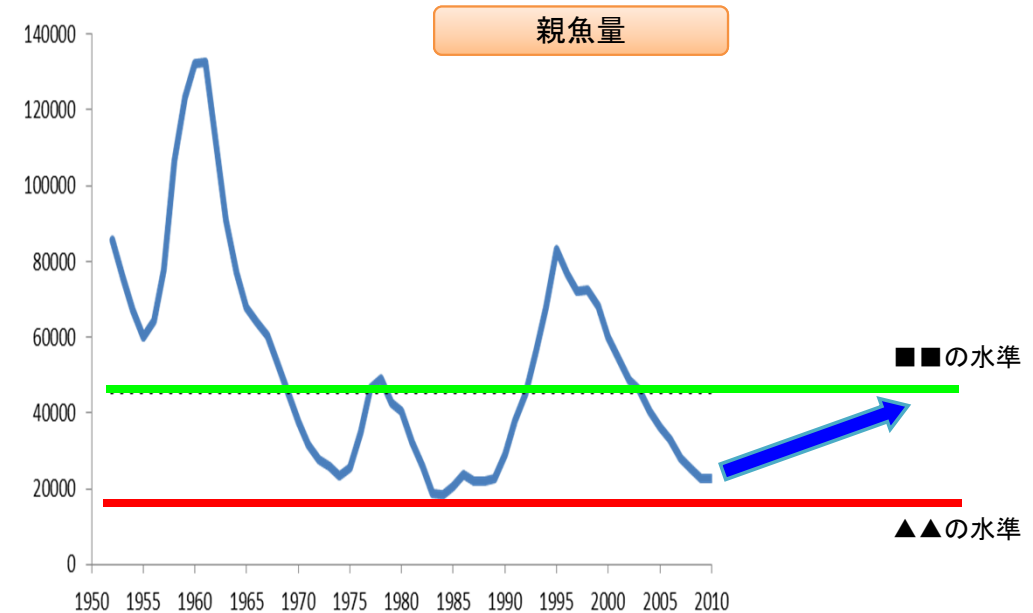
管理目標の議論、資源の状況を踏まえ、より具体的な規制強化に向けた議論が行われる予定。

※現状: 02-04レベルより漁獲努力量を増大させない(P16参照)



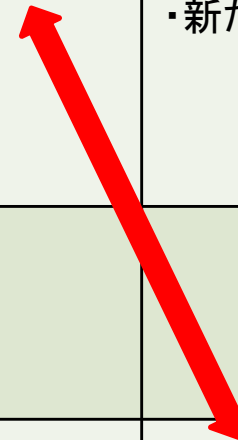
例えば、国別の漁獲枠設定。

※管理目標設定以前でも、予防的な削減が効果的。



今後の国際交渉スケジュール

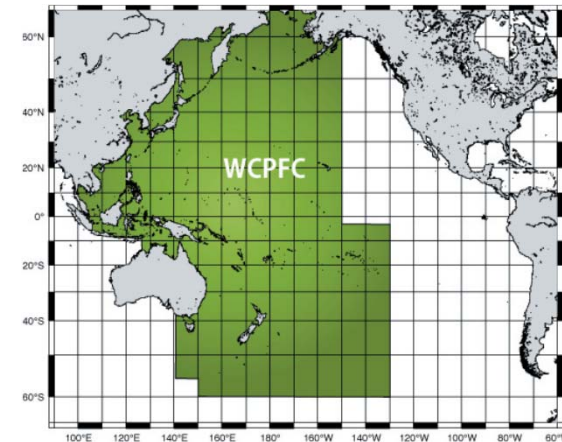
		2013年	2014年	2015年	2016年
WCPFC (太平洋クロマグロ)		・7月 : 科学委員会 資源評価更新 ・9月 : 北小委員会 保存管理措置改訂 ・12月 : 年次会合 保存管理措置採択	・2月末 <u>ISCによる資源評価更新</u> ・科学委員会 ・北小委員会 保存管理措置改訂 ・年次会合 保存管理措置採択	・科学委員会 ・北小委員会 ・年次会合	
参考	ICCAT (大西洋クロマグロ)	・漁獲枠見直し		・新たな漁獲枠設定	
	CCSBT (ミナミマグロ)	・2015-17年漁獲枠決定			
CITES (絶滅危惧種)				・<u>9月頃</u> <u>提案締切</u>	第17回締約国会合 (南アフリカ)



現在のWCPFC及びIATTCの管理措置

■2012年のWCPFC会合で採択された保存管理措置の概要 (2013年の措置)

- 各国は、クロマグロの漁獲努力量(操業隻数・日数等)を、沿岸の零細漁業を除き、2002～2004年水準よりも削減
- 各国(韓国を除く)は、上記の実施に際し、未成魚(0-3才)の漁獲量を2002～2004年水準よりも削減
- 韓国は、未成魚の漁獲量を規制し、各国はこれに協力
- 太平洋クロマグロ製品の国際貿易の監視及び報告(新規)



■2013年のIATTC会合で採択された保存管理措置の概要 (2014年の措置)

- 2014年の漁獲枠5,000トン(我が国漁船による漁獲実績なし)

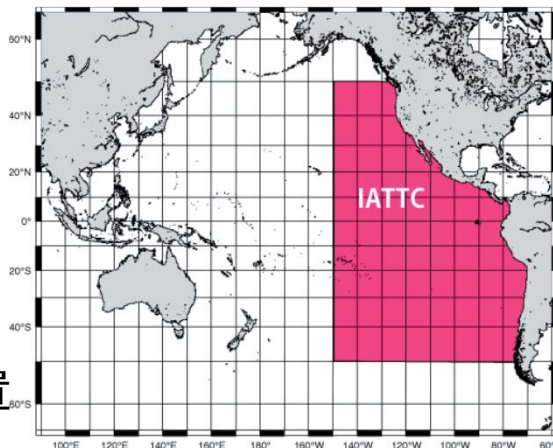
※現行の保存管理措置

2012年、2013年の2年間の合計で漁獲枠10,000トン

【メキシコの平均漁獲実績】2002-2004年:4,600トン

※2012年の漁獲実績6,600トン
(2013年の残枠3,400トン)

※2015年以降の措置については、本年のWCPFC年次会合で採択される措置や、最新の資源状況等を考慮し、来年検討される予定



これまで我が国が導入してきた管理措置

(1) 総括表

		措置の内容	2010年度 (22年度)	2011年度 (23年度)	2012年度 (24年度)	2013年度 (25年度)
漁業管理	沿岸漁業	定置漁業の免許数抑制	● 10年1月	→	→	→
		曳き縄漁業等の自由漁業の届出制移行、漁獲実績報告の義務化(日本海・九州西)		● 11年4月～	→	→
		曳き縄漁業等の自由漁業の届出制移行、漁獲実績報告の義務化(太平洋、瀬戸内海)			● 12年4月～	→
	沖合漁業	まき網漁業の漁獲量管理(九州西・日本海側)		● 11年4月	→	→
		まき網漁業の漁獲量管理(太平洋側)			● 12年4月	→
	養殖業	クロマグロ養殖場の登録制、養殖実績報告の義務化	● 11年1月	→	→	→
		養殖実績の公表	11年1月～12月	● 12年1月 3月 収集 公表	● (以降、毎年度同様に実施)	→
		養殖場拡大防止の大臣指示			● 12年10月	→
輸入管理	韓国産クロマグロ	輸入情報収集	● 10年1月	→	→	→
		輸入業者等への輸入増大抑制の協力要請		● 11年1月	→	→
	メキシコ産クロマグロ	輸入情報収集		● 11年2月	→	→
		輸入業者等への輸入増大抑制の協力要請			● 11年9月	→

(2) 沖合漁業の管理(大中型まき網漁業)

WCPFCの保存管理措置に基づいて実施しているもの

○未成魚(30kg未満)

- 九州西・日本海における大中型まき網漁業の総漁獲量を、原則として年間(10~9月)4,500トン未満に制限(05-09年比:約26%削減)
- 太平洋における大中型まき網漁業の総漁獲量を、原則として年間(1~12月)500トン未満に制限

【平均漁獲実績】2002-2004年:4,500トン
2005-2009年:6,100トン
2011年実績 : 4,239トン
2012年実績 : 3,234トン
2013年実績 : 1,648トン※

【平均漁獲実績】2002-2004年:500トン
2005-2009年:335トン
2011年実績 : 15トン
2012年実績 : 0トン
2013年実績 : 0トン※

※漁期途中(2013年7月末現在)

WCPFCの保存管理措置とは別に追加的に実施しているもの

○成魚(30kg以上)

- 日本海における大中型まき網漁業の産卵期(6~8月)の総漁獲量を、原則として2,000トン未満に制限(05-09年比:約13%削減)

【平均漁獲実績】2002-2004年:1,100トン
2005-2009年:2,300トン
2011年実績 : 1,796トン
2012年実績 : 702トン
2013年実績 : 1,560トン※

※漁期途中(2013年7月末現在)

(3)沿岸漁業の管理

曳き縄漁業等の自由漁業の届出制移行、漁獲実績報告の義務化 (2011年4月から順次実施)

- 動力漁船を使用してクロマグロをとることを目的とする漁業を営む者を対象に届出制移行、漁獲実績（水揚げ市場、漁業の方法、操業海域、漁獲量（鮮魚・養殖用種苗の別））の報告を義務付け

【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

広域漁業調整委員会の海域区分

日本海・九州西（2011年4月から実施）

瀬戸内海（2012年4月から実施）

太平洋（2012年4月から実施）

定置漁業の免許数抑制 (2010年1月から実施)

- クロマグロを主たる漁獲物とする定置漁業の免許数の抑制等

【法的根拠：漁業法】

農林水産大臣から各都道府県知事に指示

全海域における沿岸クロマグロ漁業の届出状況

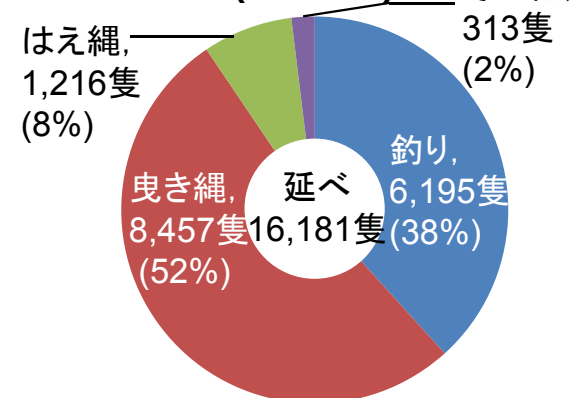
(2013年5月31日現在)

○届出件数(船籍別)

北海道	131	富山	54	山口	699
青森	443	石川	741	徳島	250
宮城	7	福井	386	愛媛	62
秋田	83	静岡	528	高知	1,171
山形	91	愛知	1	福岡	597
福島	124	三重	1,057	佐賀	37
茨城	324	京都	269	長崎	1,917
千葉	464	兵庫	232	熊本	54
東京	533	和歌山	1,151	大分	58
神奈川	126	鳥取	592	宮崎	530
新潟	68	島根	101	鹿児島	260
				沖縄	3
				合計	13,144

注：船籍別に計数しているため、
昨年の届出件数と一致しない

○漁業の方法(延べ隻数)



注：1隻の漁船が複数の漁法を用いる
場合があるため、届出件数と一致しない

(4) 沿岸漁業の管理強化(案)

現在

日本海・九州西広域漁業調整委員会

自由漁業(曳き縄漁業等)に**届出制**を導入
漁獲実績報告の義務化
(平成23年4月から順次実施)

沿岸クロマグロ漁業
の**実態把握**(漁獲量、
漁法、水揚げ場所、操業
海域、トン数階層等)

広域漁業調整委員会の海域区分

太平洋広域漁業調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

平成26年4月1日以降

届出制から**承認制**へ移行
広域漁業調整委員会の指示に
基づき**隻数制限**を導入

沿岸クロマグロ漁業
の**管理体制の強化**

対象漁業、提出書類及び漁獲実績報告書は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法(広域漁業調整委員会指示)】

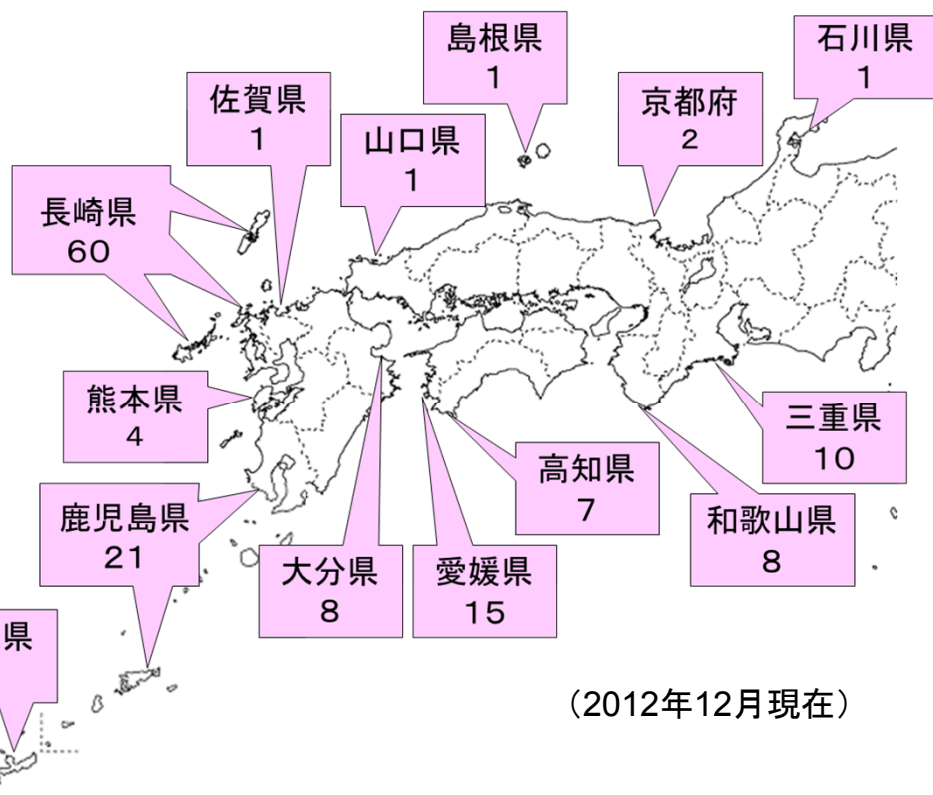
(5) 養殖業の管理

クロマグロ養殖の実績報告 の義務化

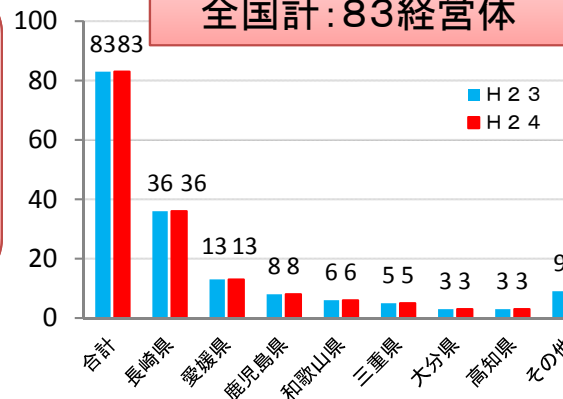
- クロマグロ養殖業者に対して、国が養殖実績（養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活込み状況、移送状況及び出荷状況）の報告を義務付け

暦年毎にとりまとめ、2011年分から公表（毎年3月）

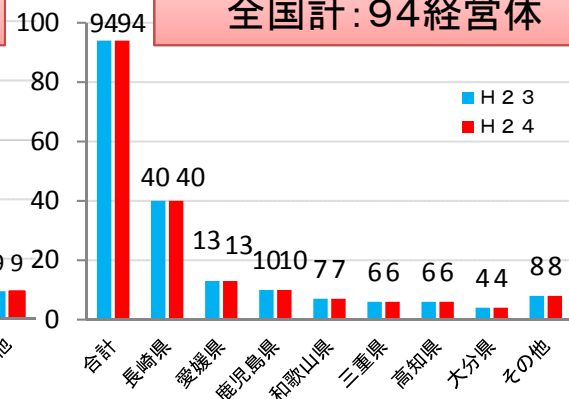
全国のクロマグロ養殖場 全国計：140漁場



経営体の数 全国計：83経営体



県別参入経営体の数 全国計：94経営体



注1：住所・所在地とは養殖業者のうち個人にあっては住所、法人にあっては所在地
注2：その他とは、北海道、東京都、大阪府、島根県、山口県、佐賀県、熊本県、沖縄県
注1：1養殖業者が複数の府県で養殖を行っている場合はそれぞれの府県で重複して計上
注2：その他とは、石川県、京都府、島根県、山口県、佐賀県、熊本県、沖縄県

クロマグロ養殖の管理強化 に関する大臣指示

2012年10月26日以降、

2012年10月26日発出

- ① 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年から増加するような養殖漁場の新たな設定を行わないこと。
- ② 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年より増加することのないよう、漁業権に生け簀の台数等に係る制限・条件を付けること。

* 人工種苗向けの漁場は、上記指示の適用外

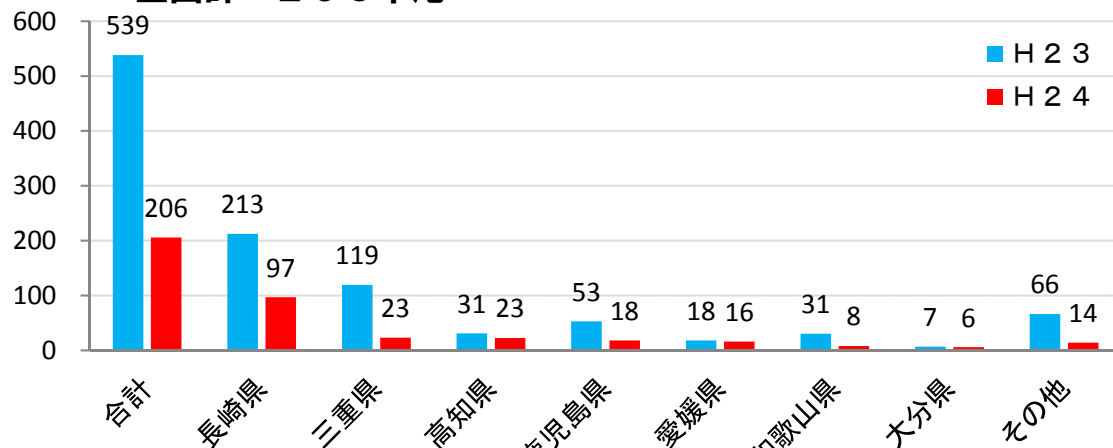
(参考)クロマグロ養殖の現状

○種苗活込み数

全国計：474千尾（2012年）

うち天然種苗

全国計：206千尾



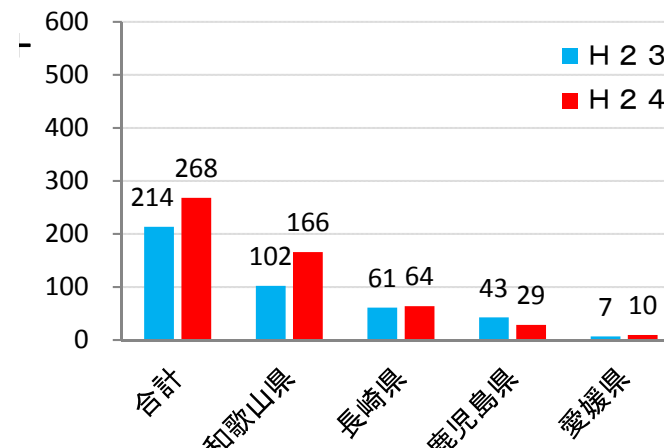
注1：その他とは、京都府、山口県、佐賀県、熊本県

注2：「H24」合計値の採捕方法別内訳は、曳き網162千尾、旋網31千尾、その他13千尾

※活込んだ種苗は、数年の養殖期間を経た後に出荷。

うち人工種苗

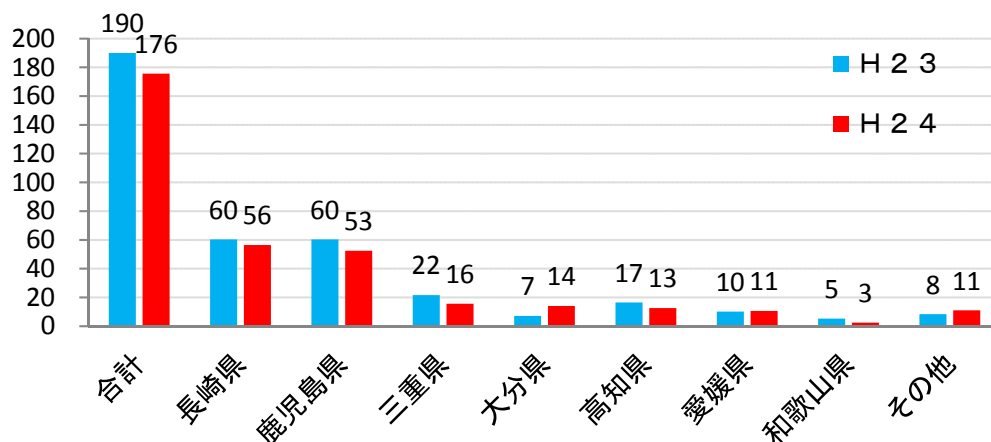
全国計：268千尾



注：人工種苗については陸上施設で種苗生産され、海面の養殖場に初めて活け込まれた数であり、養殖用種苗として取引される前に海面の養殖場で死亡するものを含む

○出荷尾数

全国計：176千尾（2012年）

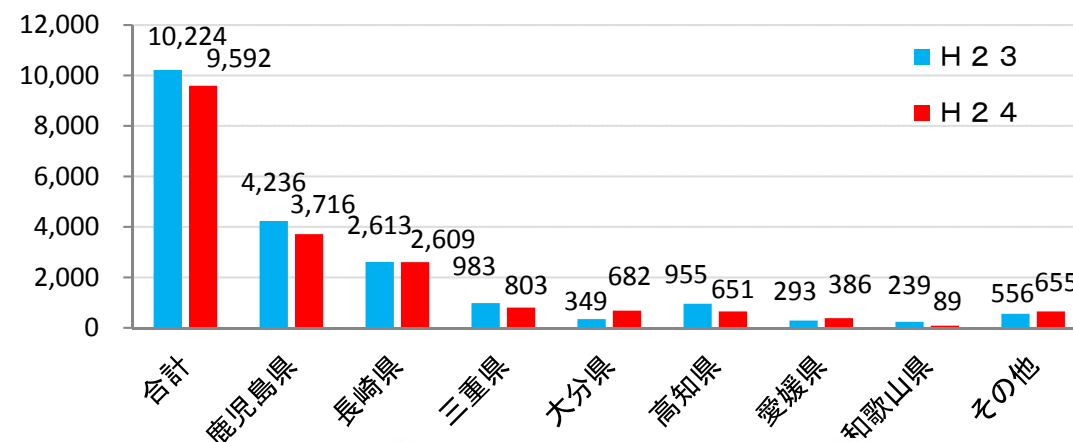


注1：その他とは、京都府、山口県、熊本県、沖縄県

注2：「H24」合計値の内訳は、天然種苗由来168.4千尾、人工種苗由来7.3千尾

○出荷重量

全国計：9,592t（2012年）



注1：その他とは、京都府、山口県、熊本県、沖縄県

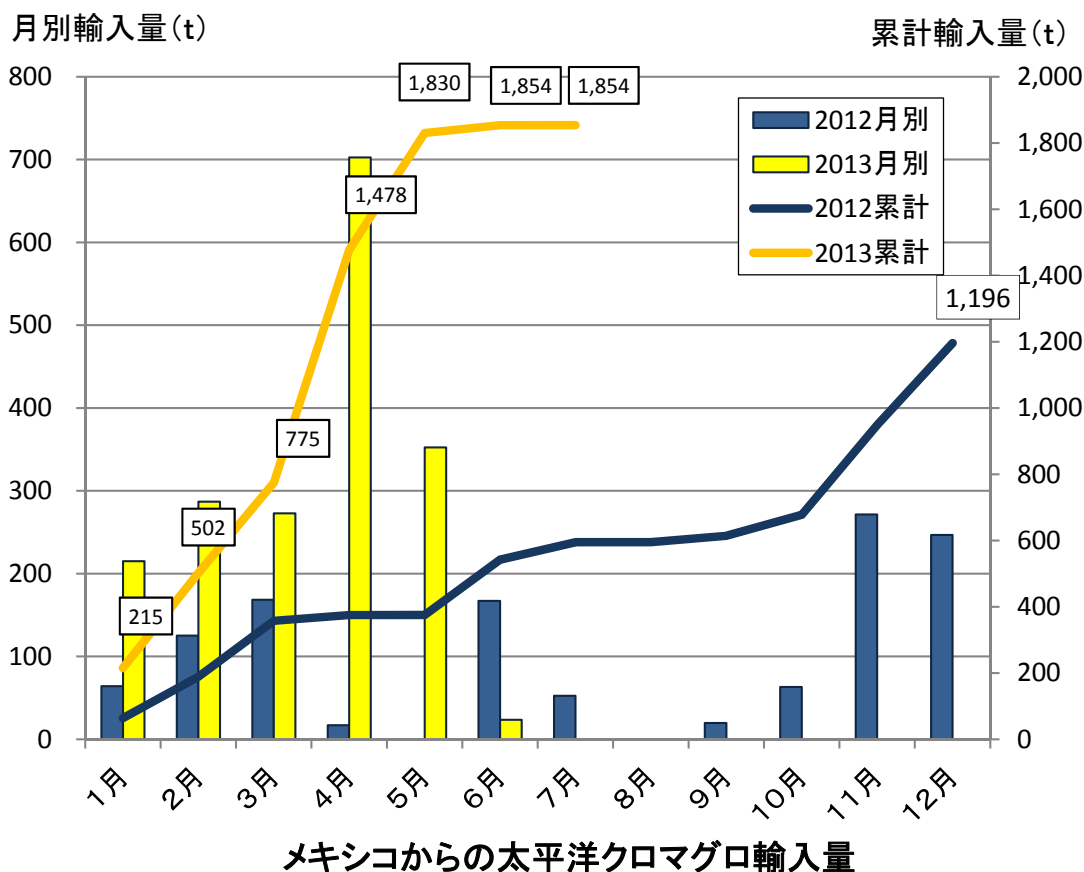
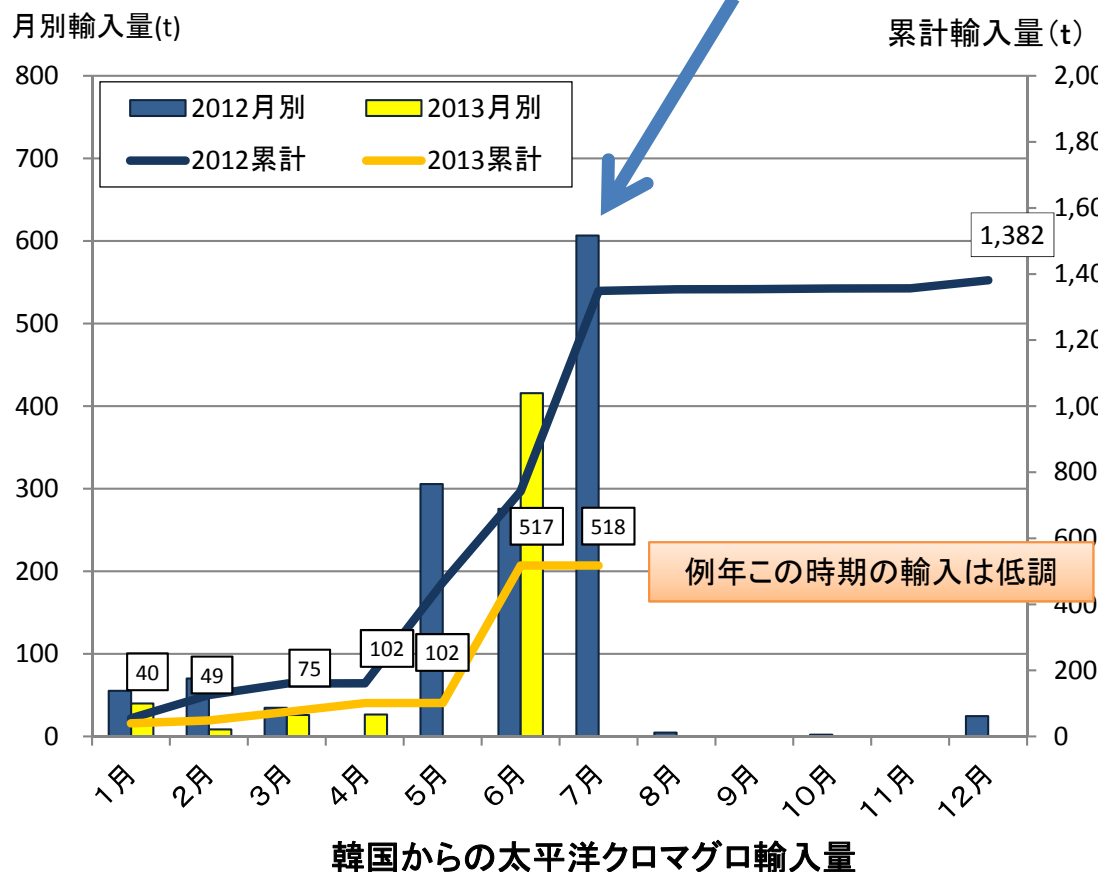
注2：「H24」合計値の内訳は、天然種苗由来9,348t、人工種苗由来244t

(6) 太平洋クロマグロの輸入情報管理

- 「まぐろ法」に基づき、2010年より国内の流通業者(輸入業者、卸売業者)から韓国産及びメキシコ産の太平洋クロマグロの輸入情報を収集する取組みを実施

輸入急増

- ・韓国政府に漁獲抑制を要請
- ・国内流通関係者に輸入急増を注意喚起



(7) 資源管理の強化に向けた課題と今後の対応

- 太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、他国に先駆けて国内における資源管理等の強化を図るとともに、それと整合する形で国際的な資源管理をリード。

我が国の基本的考え方

- 未成魚の漁獲の抑制・削減
- 親魚資源量が歴史的な変動の範囲内に維持され、過去の最低水準を下回らないように管理

北小委員会で検討され、WCPFCで決定される資源管理措置の反映

○沿岸漁業

- ・ 隻数制限を視野に入れた対応
- ・ 種苗採捕漁船の管理(例: ポジティブリスト化) 等

○沖合漁業

- ・ 漁獲量削減の実施及び取組みの継続 等

○養殖業

- ・ 養殖漁場の数・規模の原則「現状維持」の徹底
- ・ 天然種苗用と人工種苗用漁場の仕分け 等

○国際対応

- ・ WCPFC、IATTCとの連携の下、ルールを遵守しないクロマグロの輸入防止 等

漁獲量の更なる削減に向け、関係者全員で取り組む必要。

WCPFC会合で検討